

AZ
393
E3



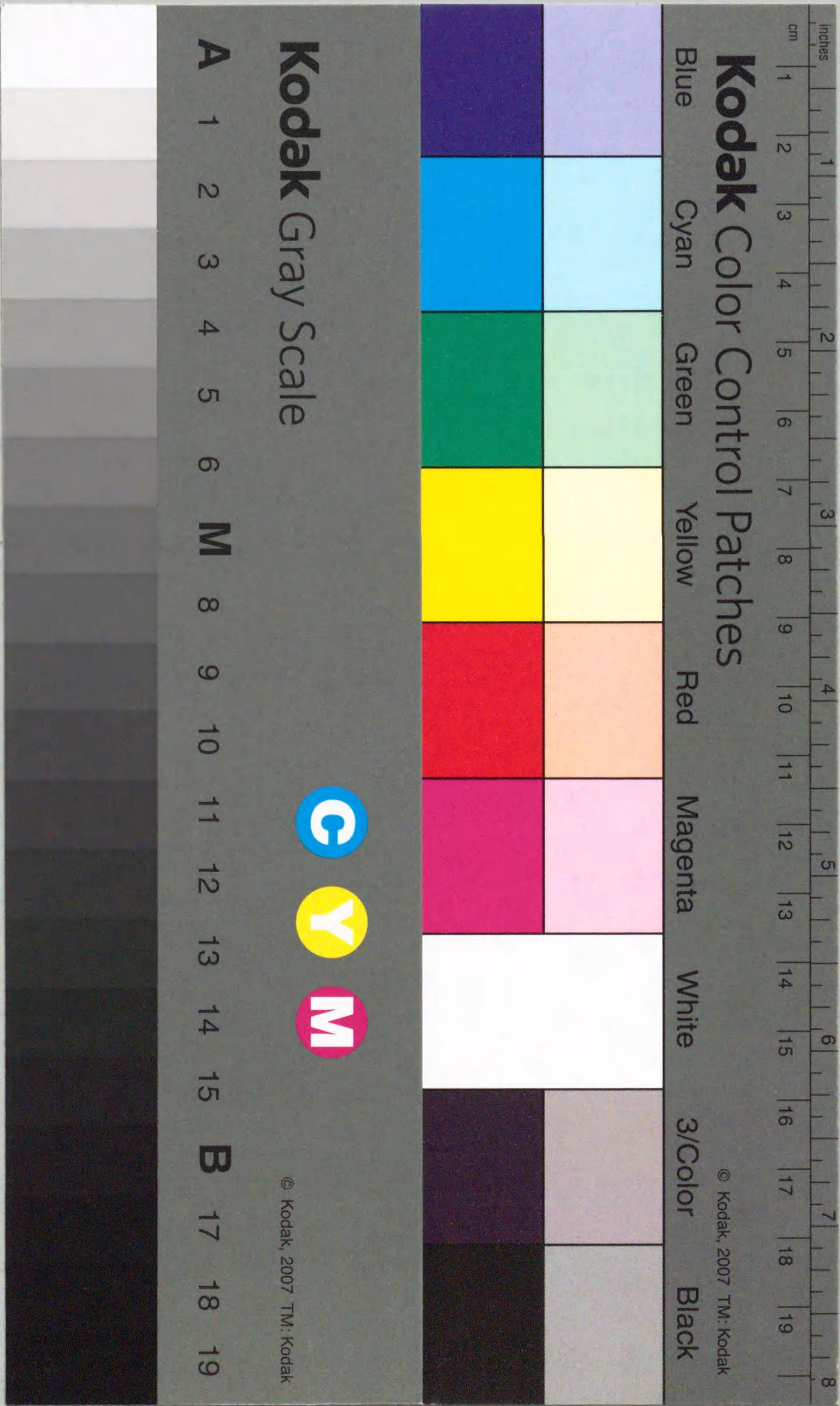
89W67748

市町村議員総選挙に於ける
労働者並小作人の運動

[大正14年?]

社会局第一部労働課

国立国会図書館





314

秘

市町村會議員總選舉に於ける
労働者並小作人の運動

社會局第一部労働課

AZ
393
E3



89W67748

市町村會議員總選舉に於ける労働者並に小作人の運動

目次

一、概説……………一

二、總選舉に於ける労働者又は小作人の運動……………三

 (甲) 労働者の運動……………三

 (イ) 神奈川県下横廠工友會の運動……………四

 (ロ) 廣島縣下廣廠工僚會の運動……………四

 (ハ) 栃木縣下足尾立憲公民黨の運動……………四

 (ニ) 福岡縣下九州民憲黨の運動……………五

 (ホ) 其の他無産政黨の運動……………五

 (乙) 小作人の運動……………六

 (一) 日本農民組合側の運動……………六

 (イ) 日本農民組合の運動……………六

(ロ) 日本農民組合の頒布したる選舉運動對策に関する印刷物……………七

(ハ) 農民組合機關紙の選舉運動に関する論評の一二……………九

(ニ) 農民組合幹部其他の連名推薦……………一二

(一) 日本農民組合以外のものゝ運動……………一二

(三) 勞働團體と農民團體の提携……………一四

三、總選舉の結果と勞働者又は小作人の勢力(數的考察)……………一五

四、其他參考事項……………一九

(一) 農民組合員の半數當選と村長の辭職……………一九

(二) 農民組合の町村會議員講習會開催……………二〇

(イ) 日本農民組合大阪府聯合會の町村會議員講習會……………二〇

(ロ) 日本農民組合山梨縣聯合會の町村自治制研究講習會……………二〇

(三) 總選舉の結果に依る新舊議員數比較……………二一

附

(一) 全國的無產政黨綱領及黨規約草案……………三二

(二) 地方的無產政黨の宣言、政綱、黨則……………四一

(イ) 栃木縣下足尾立憲公民黨の宣言及黨則……………四一

(ロ) 福岡縣下九州民憲黨の政綱及假黨則……………四四

(ハ) 千葉縣下千葉民政黨の政綱及黨則……………四八

(ニ) 兵庫縣下關西民政黨の政綱及黨則……………五一

市町村會議員總選舉に於ける労働者並小作人の運動

一、概 説

近時に於ける我國労働運動の推移に就て見るに其の最著しき傾向は労働階級が從來思想的に偏倚せりと稱せられたる態度を改めて議會政策を是認し寧之を以て所謂無産者解放運動の核心たらしめんとする感あることはなり。尤も我國労働運動に於ける政治的行動の歴史は必ずしも晩近のものにあらず其の發端に於て既に多分に之が色彩を有したるものあるなり、即彼の明治十六年東京市に馬車鐵道敷設せられし際多數失職の人力車夫を糾合して車界黨と名づけ馬車鐵道反對運動をなしたるは抑も我國労働運動の發端なりと稱せらるゝものなるが右車界黨の牛耳を執りし者は實に自由黨中の一青年政治家たりしが如き或は明治二十五年頃労働運動の中心機關として存在せし大日本労働協會が大井憲太郎等の卒ゆる東洋自由黨内に設置せられ而して其の運動の目標は普通選舉即時實施にありたるが如き共に之を窺知し得るに足るなり。

爾來格別の消長なかりしが大正八九年の交普選問題が議會を中心として提唱せらるゝに及び労働團體の政治運動は爰に極めて鮮に其色彩を現すに至れり即ち大正八年末より普選問題白熱し第四十二議會に於て本問題を中心として労働組合法案も亦提出せらるべしとの風評あるや労働者の政治的運動遽に熾烈を致し普選實施、労働組合

法制定治警十七條撤廢は殆ど労働者間の通語たるに至り大正八年第四十二議會を前後として友愛會（現在の日本労働總同盟）を始め其他の労働團體何れも或は演說會に或は野外運動に宣傳大に努むる所あり彼等の政治的運動は將に最高潮に達せるの觀を呈せり。然るに普選案が一度議會の否決する所となり其の運動の容易に成功し難き狀を呈するや一時さしにも熱狂を極めたる労働團體の政治熱も漸次其熱度を冷却し其一部は寧議會否認の傾向を生じ大正十年に至つては僅に數個労働團體が餘焰的に普選運動を試みたるものあるの外他は殆ど之を顧みるものなきに至れり。斯の如き情勢に加ふるに一面大正九年以來はサンデカリズム、I、W、W又は無政府主義の如き極左的社會革命思潮の流行するあり日本労働階級中には議會政治乃至は國際労働會議等を否認する思想相當濃厚に浸潤し來りしが如くにして爾來労働運動界は概ね政治運動を回避するが如き傾向に在りたり。然るに大正十二年突發せる關東地方大震災は日本の労働運動に一轉期を與へたり是此の天災によりて大打撃を蒙りたる我國の産業界労働界の回復に就き我國労働階級の如何にも無力なりしこと從來の獨尊的労働運動者の空疎なる主張は現實に苦みつゝある一人の失業労働者の救済をもなし得ざることを痛感して労働運動の現實化大衆化を唱導し始め來りたること是なり。

偶々大正十三年初頭英國労働黨内閣の出現はこの現實化、大衆化運動に一段の力を添ふる所あり殊に大正十四年春所謂普通選舉法の議會を通過するに及び此の傾向は愈著しきものあり、今や中央に於て又地方に於て無産政黨組織の準備急がれつゝあるの狀態なり。

農民運動に於ては從來議會運動を否認せんとしたるが如きものは殆どなかりしと雖、積極的に之を利用せむとするの態度に出でしもの亦殆どなき狀態なりしが近時に至り農民運動の大勢も亦經濟運動と併行して更に政治運動に進まざるべからずとなし議會制度を利用せむとするの傾向著しく現はるゝに至り、無産政黨組織問題に關して今や努力怠ざるものあり。從來労働運動、農民運動が水平運動と共に無産者運動たることに於て社會改造の共同任務を有するものなりとして相當密接に提携しつゝありたる所なるが這回無産政黨組織に關しその關係更に具體化されたるものあるに至れり。而して是等労働者小作人其他所謂無産者の政治運動は單に中央議會に於てのみならず地方自治行政の上にも亦力を致さんとするの狀態に在り即ち是等無産者は其の政治運動の第一歩として先づ手近なる市町村會に其の地歩を占むべしとなし恰も本年は全國大部分の市町村に於て議員總選舉の行はるゝに際會したるを以て労働者又は小作人にして該選舉に運動をなしたるもの尠からず、無産者の政治運動として注意すべきものあり以下其の概要を記述すべし。

二、總選舉に於ける労働者又は小作人の運動

(甲) 労働者の運動

普通選舉法の發布に伴ひ労働團體其他所謂無産團體の間に無産政黨組織の聲漸く喧しく栃木縣下に於ける足尾公民黨を始めとして地方的無産政黨の組織されしもの既に數ヶ所に上り何れも労働團體を主體とせり、而して

是等は廣く縣政乃至國政に關する事項を其の目標とするも一面其の地方に於ける市町村自治政にも力を致さんとして起れるものにして既に今回の市町村會議員總選舉に際し運動したるものあり又無産政黨を組織せずと雖も勞働團體として運動したるものもあり其の著例左の如し。

(イ) 神奈川縣下横廠工友會(横須賀市に在り横須賀海軍工廠勞働者を以て組織する勞働團體)にては本年四月執行の横須賀市々會議員選舉に關し對策協議の結果工友會より候補者を擁立極力運動すべきことを決し會長外幹部二名を候補者として選定し横廠工友會の名を以てする推薦狀を印刷、各有權者に配送し極力運動したり候補者は二級定員十八名に對し三十五名の多數に昇りたるが工友會推薦の候補者は三名共當選を見たり。

(ロ) 廣島縣下廣廠工友會(廣村に在り廣海軍工廠勞働者を以て組織する勞働團體)にては四月執行の廣村々會議員選舉に關し役員會を開催協議の結果組合員中より候補者を擁立すべく決議し同會常務理事以下三名を公認候補と推薦し運動に努めたるが選舉の結果は右常務理事一名の當選を見たるのみにて他は落選せり。

(ハ) 栃木縣下足尾立憲公民黨は全日本鑛夫總聯合會本山、通洞兩支部幹部等主唱に依り本年二月主として足尾町所在の鑛山勞働者を以て結黨されたるものにして地方的無産政黨としては全國に最も先じて創立を見たるものなるか斯く他に率先して政黨組織を見るに至りしは主唱者が恰も目前(四月)に控へたる町會議員選舉に出馬せんとの計畫が其の實現を早からしめたるが如く开は其の創立趣意書中の

「幸にして今度の選舉から今迄の如く町會議員は金持の專賣でなくなつて我々よりも出せることになつたのであるから

此際蹴起して我々の中よりも適材を出さねばならぬそれには團結が肝要だ乃足尾立憲公民黨を組織する所以である」

云々

の文辭に依ても窺はるゝ所なるが愈其の結黨成るや議員定數三十名に對し黨員たる勞働組合幹部以下八名(勞働團體幹部五、其他三)の候補者を擁立し或は政談演說會を開催し或は宣傳印刷物若は戸別訪問等に依り極力運動の結果立候補者八名の内七名の當選を見るに至れり(本公民黨の宣言及黨則末尾に掲ぐ)

(ニ) 福岡縣下九州民憲黨(無産政黨を標榜し四月六日結黨式を挙げたるものにして本部を福岡縣八幡市に置く)にては四月三十日施行の同市々會議員選舉に當り候補者四名を推薦し勞働團體同志會の非公式援助の下に同月十七日より運動に着手し日本勞働總同盟より幹部員の應援を受け演說會を開くこと數回専ら言論戦に力を盡したるが選舉の結果は當選議員十八名の内第二位乃至第七位の得票を以て何れも當選せり(九州民憲黨の政綱及假黨則を末尾に掲ぐ)

(ホ) 以上の外今日迄既に主として勞働組合員を中心として無産政黨の組織せられしもの千葉縣下に千葉民政黨兵庫縣下に關西民政黨あり。千葉民政黨は千葉縣下野田町關東醸造勞働組合野田支部の組合員を中心として大正十四年七月十三日結黨式を舉行せるもの、又關西民政黨は兵庫縣下尼崎市西宮市及附近の日本勞働總同盟尼崎聯合會灘聯合會所屬組合員を中心として同年七月十八日結黨式を舉行せるものなり二者共に大部分の市町村に於て議員總選舉の終了せる後に於て結黨したる關係にも因るものならんか本年の市町村會議員

總選舉に關しては直接には格別の活動を見たるものなかりしも兩者共全國的無產政黨組織の前に先づ無產階級の立場より地方的政治勢力を糾合せんことを期して組織せられしものなるは一にして其の發展の如何は將來の地方自治の上に相當影響を及ぼすものあるに至らん。

(乙) 小作人の運動

(一) 日本農民組合側の運動

(イ) 日本農民組合にては本年二月二十七日より東京市内協調會館に於て開催の第四回全國大會席上組合長杉山元治郎は組合の大正十四年度方針に關し演説をなし經濟運動と政治運動に邁進せざるべからざること力を説きたる外同會議席上町村會議員選舉に對し農民組合員は出來得る限り多數立候補し其の當選を期すべき意味の議論高唱せられし所なるが之と前後して各地に於ける農民組合大會又は演説會等に於て或は組合發行の機關紙を通じ之が對策に付宣傳劃策に努むるもの尠からず組合大會に於て「町村會の組合化」を決議するものあるに至れり(千葉縣下の例)。日本農民組合長の同組合第四回全國大會席上なしたる村會議員總選舉問題に關する演説の要旨左の如し。

「政治行動を開始するからとて直に衆議院を指すものでない。村會の改革も府縣會の改善も夫である、今や町村會議員の改選は目前に迫つて居る、お互農民組合員は一致協力して大多數を占め先づ國家の土臺たる町村會を占領し而して多數民衆の最大幸福のため新しき村政を布かれなければならない、町村會の占領が出來るなれば我等の政治行動は半ば成功したものと云つて良い、從來の様な情實に依つてでなくハッキリと無產者意識に目醒めて識者の物笑ひにならぬ様好成績を挙げなければならない」云々

(ロ) 日本農民組合の頒布したる選舉運動對策に關する印刷物

日本農民組合が總選舉に組合員の立候補運動を宣傳せしこと前述の如し。而して農民組合が村政に参加するの目標は左記の諸點にありとなし其印刷物を各支部に配付し以て組合員の立候補を慫慂すると共に其の嚮ふ所を示すところあり同時に組合本部に於ては選舉に關し本部聯合會及所屬支部等に於て夫々採るべき方策に付左記の要項を定め所屬組合に配付し以て運動の統制に努むる所ありたり。

農民組合が村政に参加する目標(ビラの見出し)

- 一、財政の整理
- 二、町村費賦課の改正(財産を標準、貧乏には軽く)
- 三、夫役廢止
- 四、村營事業には普通貨銀により出來る丈け村民を雇傭すること
- 五、部落財産入會權の現状維持
- 六、公共施設(水利、土木、衛生、教育等)完備

七、綱紀肅正

附言

右は原則的のものであつて各地の特殊の事情を考慮することが重要である

町村會議員改正の事(ビラの見出し)

△支部から聯合會へ提出するもの

(一) 改選期日と定員

(二) 組合の持つた投票と獲得し得べき投票豫想

(三) 組合側の立候補者數並に候補者の組合に於ける關係

(四) 豫選會及政談演說會開催豫定期日と場所

(五) 選舉運動方法及費用支出の方針

△聯合會から總本部へ

(一) 所屬支部内の町村會改選期日定員一覽表作成

(二) 立候補者名簿作成

(三) 演說會日割作成

(四) 出來得る限り開催のこと

- (四) 選舉運動及費用に對する方針
- (五) 町村會改選結果の報告書作成

(注意) 以上は支部長會、政治部會若は其他の方法に依り十分努められたい

△總本部から聯合會へ

- (一) 町村會改選を機會に出來得る得り無産政治教育の徹底を期したい
- (二) 各聯合會の演說會日割確定を待つて直に各聯合會代表辯士並に總本部關係の辯士の出張を定める
- (三) 尙此出張の場合に無産政黨問題に就て各聯合會で協議會を開催したい
- (四) 全國の改選結果報告を作成する
- (五) 農民組合機關紙の選舉運動に關する論評の一二

市町村會議會選舉及無産政黨問題が組合の政治運動として直面し來れる所より農民組合の機關新聞紙上此の問題に關する論評若は報道の現れしもの尠からざるは素より其の所たり左に其の論評の一二を摘録すべし

村會改選の準備(十四年一月發行「土
地と自由」第三七號)

村會議員になることを從來の様に名譽だと考へたり出てゐるといふ汁が吸えやうと云ふ様な考へは禁物である。小作人でも村人だ、そして小作階級が多いのだから村會へも同志から出すことが當然だと云ふに過ぎない。金や情實

に負けて心にもない地主や金持連中を出さないことだ。そこで先づ之が対策として

- (一) 村會の改選される期日を一般に知らすこと。
 (二) 小作組合側から出すためにはその人選をうまくやること。決して勢力争ひをして組合にヒビを入れるやうなことがあつてはならない。

(三) 選挙人の數と村會議員の數を調べること。

- (四) 同一町村で組合に加入してゐない部落があつたら村會改選を機會に引き入れるやうにすること。
 等である。

村會議員を多く小作側でとると云ふことは組合運動をやる上の効果から割出して考へる必要がある。——次に無産政黨の仕事への一つにもならう。今までの政治思想から脱けて吾々の無産者としての、小作人自らの政治への動きとしても効果があらう。だから村會改選に際しては支部では講演會や演說會をやり政治教育をすべきである。云々

町村會議員の改選に際して——この機會に政治運動の訓練をつめ(十四年四月發行日)
(本農民新聞第二號)

町村會議員の選挙競争が憲政會とか政友會等といふ既成政黨の間に行はれてゐる間はこれらの政黨は何れも同じ地主資本家等の利益を擁護する者の機關に過ぎないのであるからその何れが勝利を得やうと町村の貧乏人(小作人、労働者)の階級にとつては何の利益もないのである。

地主とか村の有志等と云ふ連中が本氣で農民組合員の利益を計つて呉れる者でないといふことを知つて居る筈だ。地主連中に村政をまかせて置くことは小作人側にとつては色々の點から考へて見て非常に損であるそれと反對に自分達の仲間から本當に犠牲的精神をもつて自分達の利益を計つて呉れる人達を村會に選出しておけばどの位小作人側の利益になるかわからないのである。このことがハッキリ解れば小作人側は直に一致團結して選挙に當る事が出来る。

吾々はどこまでもお互が現在の生活が本當に苦しいのであると云ふことをハッキリと見極めると共に、この苦しい状態から抜け出すためには、どうしても苦しい者同志が一致團結し、その力に依つて經濟上にも政治上にも色々な改善を行かなければ、他人様がやつてくれるだらうと待つてゐても到底其の目的を達することは出来ないものだ。と云ふことをシツカリ意識して掛らないと折角の此の好機會を敵の甘言奸策にのせられて町村會も亦敵のために占領されてしまふ様なことになるのである。

之と同じ理由で縣會議員選挙も國會議員の選挙も政友會憲政會又は本黨の政治屋連中が地盤争ひをして居る中は吾々にとつて何等の關係もないのであるが近く施行される普選と共に無産階級の政黨が樹立され、ば國を擧げて無産階級(労働者、小作人等)と有産階級(地主、資本家)との政治的階級闘争が行はれることになるのである。そしてその時こそ全國の無産階級が協力一致して新社會建設の歴史的使命を果すための政治運動に参加するのであるがそれはやはり色々の政治上の訓練と知識と技術が必要なのだ。

然るに今迄の政治は村の政治でさへ村の金持ちとか有志等といふ連中の勝手氣儘に切り盛りされて來たのだ。そし

て吾々貧乏人はそれに一口の意見を述べることが出来なかつた。だから吾々は未だこの政治運動に就ては本當に一年生なのでそのイロハさへろくに読み書き出来ない状態である。然し今や吾々は是等の事を實際の経験によりて學ぶ好機會に遭遇して居るのだ。

無産階級の政治運動をなすに先づ最も手近の町村の政治から追々と経験を積んで縣の運動に望み最後に吾々の希望して止まない無産階級の政黨の樹立と云ふ處まで押し進むならば之れ程理想的なことではない。これから町村會議員の選舉に望む組合に於ては十分力を盡して村會占領の運動に参加して全組合員が政治運動上の知識と経験を體得すると共に完全にその目的を達せられんことを希望する。

(二) 農民組合幹部其他の連名推薦

千葉縣印幡郡白井村にては定員十二名に對し十七名の立候補あり内日本農民組合員たる者四名なりしが組合支部にては選舉應援の爲、日本農民組合長杉山元治郎、同關東同盟會長鈴木文治、日本農民學校協會々長賀川豊彦、全日本鑛夫總同盟聯合會長麻生久、大學教授安部磯雄、大山郁夫、北澤新次郎、其他農民組合顧問辯護士等農民運動乃至勞働運動に名を知られたる者多數連名の候補者推薦狀を印刷し有權者に配布極力運動せり。

(三) 日本農民組合以外のものゝ運動

日本農民組合以外のものにして今回の選舉に著しき運動をなしたるものは岐阜縣所在中部日本農民組合に其

の事例あり。

中部日本農民組合にては本年四月二十七日岐阜市内組合事務所各支部長を始め役員並に會員約五十名參集總選舉對策に付協議の結果村會議員は今期改選期より本組合員中より選舉することを決議し爾來其運動に努めたり同縣下に於て從來小作爭議を惹起したりし鶉村の總選舉(八月一日)に當り組合長が組合員及一般有權者に對し發したる左記書面の如きは右選舉に對する組合の態度を窺ふに足るものあるを以て參考の爲掲ぐ

(組合員に宛てたるもの)

選舉は爭議以上に大切なことです、爭議に勝つても選舉に負けては何にもなりません、この點を考へて今回の選舉には組合員は飽まで一致團結し今春の爭議の時以上の訓練と結束とを以て選舉に必ず勝つ覺悟をかためて下さい、必勝の法は唯結束あるのみです、爭議に勝ち選舉に勝つてはじめて鶉村の小作人に夜が明けけるのです、しつかりなさい、今一息のところですよ。

中部日本農民組合會長 横 田 英 夫

鶉村組合員諸君へ

(一般有權者に宛てたるもの)

來月一日に行はれる貴村々會議員の改選については十分お考になつて居ること、存じますが自分達の大切な村政を今までの様に一部の少數地主に任せきりにして置くことは道理上まちがつて居るばかりでなく戸數割のかけ方や村税のつかいみちなどの點から見ただけでも村民の多數を占めて居る中産以下の農家の生活にとつて非常な不利益に

なります、又今日の政治上の道理として自分のためにも村のためにも國のためにも中産以下の大勢の人が村政を自分達の手に占めて行かないと色々の弊害が生まれて來ます、この弊害をなほす時は今です、今度の改選です、貴村にて御わかりの通り中部日本農民組合では中産以下の農家の利益のために今日まで多大の犠牲を拂て活動をして來ましたが今回の貴村々會改選にも中産以下の農家の利益をまもるため小作人仲間から多數の候補者を立てました、この候補者が當選するしないかは鶴村か少數地主のものになるか村民多數のものになるかの分れみちです、どうぞお互に小作人同志の利益をまもるために貴下の一票を貴下と同じ仲間同志である本組合の候補者の一人 氏に投じて下さる。

大正十四年七月二十八日

中部日本農民組合長 横 田 英 夫

外三支部長連名

殿

(三) 労働團體と農民團體の提携

六月一日改選の大阪市會議員選舉に際し大阪市内東成區に於ては同區内所在の日本農民組合主唱にて同組合及官業労働向上會並日本労働總同盟鯉江支部聯合の三團體相提携し無産政黨組織の準備行爲として市會議員候補者一名を擁立すべく内々劃策中なりしが時恰も總同盟内訶問題の影響にて關係團體の態度容易に決せざる爲め時機を失し遂に該問題は具體化するに至らずして止みたり。

三 總選舉の結果と労働者又は小作人の勢力(數的考察)

大正十四年一月一日以降六月末日迄に執行せられたる全州市町村會議員總選舉の結果は別表の通にして總選舉の執行せられたるもの全州市町村總數の七割五分に當るを以て之に依り全國に亘る大體の結果を窺ふに足るべし今其の重なる事項に付記すれば左の如し

(一) 總選舉を執行したる市町村數

市	三六
町	八、九三九
計	八、九七五

全州市町村總數の七割五分に當る

(二) 同上議員總數

市	一、三二六
町	一一八、一九八
計	一二九、五二四

(三) 同上立候補者總數

市	一、八一六
町	一四一、八〇五
計	一四三、六二一

議員定數に比し約二割を超過す

(四) 労働者若は小作人の勢力を背景として立候補せりと認めらるゝ所謂無産階級を代表する候補者は

市	三二一
---	-----

市に於ける立候補者總數の千分の十八に當る

町	三、四七三
---	-------

町村に於ける立候補者總數の千分の二十四に當る

(五) 立候補者總數(一四一、八〇五)に對する當選者數(一一八、一九七)の割合は八割三分なるが無産階級を代表する候補者の當選率は八割(立候補者數三、四七三)にして全體としての當選率よりは低し之を市部及町村部に區別して見るに又差違の存するものあり、即ち

(1) 市部に於ける所謂無産者の當選率は七割八分を示し市部全體の候補者の當選率七割三分に比し稍高し

(2) 町村に於ける無産者の當選率は八割にして町村部全體の候補者の當選率八割三分に比し低し
茲に注意を要するは當選率の高低は立候補者の多少に依りて異動あるべく之を以て直に勢力の優劣を判定すること能はざること是なり

(六) 總選舉の結果議員總數に對する所謂無産者議員數の割合は

市	千分の十九
町	千分の二十四

(七) 當選者全體を通じての一人當平均得票數は

市	二七二票
町	三六票
市	三四六票
町	三六票

當選したる無産者の一人當平均得票數は
茲にも注意を要するは得票數の多少は立候補者の多少に依りて異動あるべく之を以て直に勢力の優劣を判定する能はざること立候補者の當選率に於ける關係と同じきこと是なり

市部に於ける當選者の得票數が町村部のそれに比し高きは議員定數に比し有権者の多數なる關係にあること

其の主因なるべし

(八) 全般を通観するに所謂無産者の立候補したるものは未だ甚だ尠し。而して立候補者の當選率は市部に於て高く町村部に於て低きこと前掲の如し然れども總選舉の結果所謂無産者議員數が市町村會議員定數の三分の一若は二分の一以上に達したるものは尠からず
 勞働者及小作人側の議員數が議員定數の三分の一以上を占むるもの全國に於て百二十七ヶ町村、其の内二分の一以上を占むるもの六十ヶ町村を算す

(九) 細別數字は別表参照

大正十四年全國市町村會議員總選舉に於ける勞働者並小作人の運動に關する調査

(大正十四年一月一日以降六月末日迄に執行したるもの)

甲、總括表

第一表

全國市町村數	總選舉を執行したる市町村數	同上議員總數
市 一〇〇	三六	一、三二六
町 一一、八〇五	八、九三九	一一八、一九八
村 一一、九〇五	八、九七五	一一九、五二四
計		

第二表 (甲)

(市部)

市 候補者種別 (見込)	立候補者數	當選者數		落選者數		一人平均得票數		立候補者當選率
		人員	得票數	人員	得票數	當選者	落選者	
勞働團體關係者にして勞働者の勢力を背景とせるもの	一八	一六	四、三〇三	二	二五五	二六九	二六	九%
勞働團體關係者に非ずして勞働者の勢力を背景とせるもの	三	八	三、八九六	四	二三五	四七	五	七%
小作人團體關係者にして小作人の勢力を背景とせるもの	二	一	四六三	一	六二	四三	三	五%
小作人團體關係者に非ずして小作人の勢力を背景とせるもの	三	二五	八、六六二	七	五五三	三四六	九	七%
計	二四	二六	一、三〇二	一三	六、三三九	二七二	二九	七%
右以外のもの	一、七六四	一、三〇二	三五二、〇二四	四三	六、三三九	二七二	二九	七%
總計	一、八八二	一、三三六	三六〇、六六六	四九〇	六、二七一	二七三	二九	七%

第二表 (乙)

(町村部)

町村部 候補者種別 (見込)	立候補者數	當選者數		落選者數		一人平均得票數		立候補者當選率
		人員	得票數	人員	得票數	當選者	落選者	
勞働團體關係者にして勞働者の勢力を背景とせるもの	一五	一二	六、八〇六	三	八九五	六〇	二四	五%

第三表

種別	立候補者数	當選者数	當選率
労働團體關係者に非ずして労働者の勢力を背景とせるもの	四八八	二、五三四	二〇
小作人團體關係者にして小作人の勢力を背景とせるもの	一、〇三一	四、三二一	三三
小作人團體關係者に非ずして小作人の勢力を背景とせるもの	一、五三三	三、八八四	二六
計	三、〇五二	一〇、七二六	三五
右以外のもの	一、三三三	四、六四五	三六
總計	四、三八五	一五、三八一	三八

(市部及町村部全體のもの)

種別	立候補者数	當選者数	當選率
労働團體關係者にして労働者の勢力を背景とせるもの	一六九	二九	一七%
労働團體關係者に非ずして労働者の勢力を背景とせるもの	五〇〇	三六八	七四
小作人團體關係者にして小作人の勢力を背景とせるもの	一、三〇三	一、〇三七	八〇
小作人團體關係者に非ずして小作人の勢力を背景とせるもの	一、五三三	一、二八五	八四
計	三、五〇五	二、八九七	八〇
右以外のもの	一、四〇、一六六	一、一六、七四四	八三
總計	一、四三、六七二	一、三三、五三三	八三

DATE	TIME	WIND	TEMP	HUMID	SEA	WAVE	SWELL	WIND	TEMP	HUMID	SEA	WAVE	SWELL
1942	10:00	10	15	80	1	2	3	10	15	80	1	2	3
1942	11:00	12	16	82	1	2	3	12	16	82	1	2	3
1942	12:00	15	17	85	1	2	3	15	17	85	1	2	3
1942	13:00	18	18	88	1	2	3	18	18	88	1	2	3
1942	14:00	20	19	90	1	2	3	20	19	90	1	2	3
1942	15:00	22	20	92	1	2	3	22	20	92	1	2	3
1942	16:00	25	21	95	1	2	3	25	21	95	1	2	3
1942	17:00	28	22	98	1	2	3	28	22	98	1	2	3
1942	18:00	30	23	100	1	2	3	30	23	100	1	2	3
1942	19:00	32	24	100	1	2	3	32	24	100	1	2	3
1942	20:00	35	25	100	1	2	3	35	25	100	1	2	3
1942	21:00	38	26	100	1	2	3	38	26	100	1	2	3
1942	22:00	40	27	100	1	2	3	40	27	100	1	2	3
1942	23:00	42	28	100	1	2	3	42	28	100	1	2	3
1942	00:00	45	29	100	1	2	3	45	29	100	1	2	3
1942	01:00	48	30	100	1	2	3	48	30	100	1	2	3
1942	02:00	50	31	100	1	2	3	50	31	100	1	2	3
1942	03:00	52	32	100	1	2	3	52	32	100	1	2	3
1942	04:00	55	33	100	1	2	3	55	33	100	1	2	3
1942	05:00	58	34	100	1	2	3	58	34	100	1	2	3
1942	06:00	60	35	100	1	2	3	60	35	100	1	2	3
1942	07:00	62	36	100	1	2	3	62	36	100	1	2	3
1942	08:00	65	37	100	1	2	3	65	37	100	1	2	3
1942	09:00	68	38	100	1	2	3	68	38	100	1	2	3
1942	10:00	70	39	100	1	2	3	70	39	100	1	2	3
1942	11:00	72	40	100	1	2	3	72	40	100	1	2	3
1942	12:00	75	41	100	1	2	3	75	41	100	1	2	3
1942	13:00	78	42	100	1	2	3	78	42	100	1	2	3
1942	14:00	80	43	100	1	2	3	80	43	100	1	2	3
1942	15:00	82	44	100	1	2	3	82	44	100	1	2	3
1942	16:00	85	45	100	1	2	3	85	45	100	1	2	3
1942	17:00	88	46	100	1	2	3	88	46	100	1	2	3
1942	18:00	90	47	100	1	2	3	90	47	100	1	2	3
1942	19:00	92	48	100	1	2	3	92	48	100	1	2	3
1942	20:00	95	49	100	1	2	3	95	49	100	1	2	3
1942	21:00	98	50	100	1	2	3	98	50	100	1	2	3
1942	22:00	100	51	100	1	2	3	100	51	100	1	2	3
1942	23:00	100	52	100	1	2	3	100	52	100	1	2	3
1942	00:00	100	53	100	1	2	3	100	53	100	1	2	3
1942	01:00	100	54	100	1	2	3	100	54	100	1	2	3
1942	02:00	100	55	100	1	2	3	100	55	100	1	2	3
1942	03:00	100	56	100	1	2	3	100	56	100	1	2	3
1942	04:00	100	57	100	1	2	3	100	57	100	1	2	3
1942	05:00	100	58	100	1	2	3	100	58	100	1	2	3
1942	06:00	100	59	100	1	2	3	100	59	100	1	2	3
1942	07:00	100	60	100	1	2	3	100	60	100	1	2	3
1942	08:00	100	61	100	1	2	3	100	61	100	1	2	3
1942	09:00	100	62	100	1	2	3	100	62	100	1	2	3
1942	10:00	100	63	100	1	2	3	100	63	100	1	2	3
1942	11:00	100	64	100	1	2	3	100	64	100	1	2	3
1942	12:00	100	65	100	1	2	3	100	65	100	1	2	3
1942	13:00	100	66	100	1	2	3	100	66	100	1	2	3
1942	14:00	100	67	100	1	2	3	100	67	100	1	2	3
1942	15:00	100	68	100	1	2	3	100	68	100	1	2	3
1942	16:00	100	69	100	1	2	3	100	69	100	1	2	3
1942	17:00	100	70	100	1	2	3	100	70	100	1	2	3
1942	18:00	100	71	100	1	2	3	100	71	100	1	2	3
1942	19:00	100	72	100	1	2	3	100	72	100	1	2	3
1942	20:00	100	73	100	1	2	3	100	73	100	1	2	3
1942	21:00	100	74	100	1	2	3	100	74	100	1	2	3
1942	22:00	100	75	100	1	2	3	100	75	100	1	2	3
1942	23:00	100	76	100	1	2	3	100	76	100	1	2	3
1942	00:00	100	77	100	1	2	3	100	77	100	1	2	3
1942	01:00	100	78	100	1	2	3	100	78	100	1	2	3
1942	02:00	100	79	100	1	2	3	100	79	100	1	2	3
1942	03:00	100	80	100	1	2	3	100	80	100	1	2	3
1942	04:00	100	81	100	1	2	3	100	81	100	1	2	3
1942	05:00	100	82	100	1	2	3	100	82	100	1	2	3
1942	06:00	100	83	100	1	2	3	100	83	100	1	2	3
1942	07:00	100	84	100	1	2	3	100	84	100	1	2	3
1942	08:00	100	85	100	1	2	3	100	85	100	1	2	3
1942	09:00	100	86	100	1	2	3	100	86	100	1	2	3
1942	10:00	100	87	100	1	2	3	100	87	100	1	2	3
1942	11:00	100	88	100	1	2	3	100	88	100	1	2	3
1942	12:00	100	89	100	1	2	3	100	89	100	1	2	3
1942	13:00	100	90	100	1	2	3	100	90	100	1	2	3
1942	14:00	100	91	100	1	2	3	100	91	100	1	2	3
1942	15:00	100	92	100	1	2	3	100	92	100	1	2	3
1942	16:00	100	93	100	1	2	3	100	93	100	1	2	3
1942	17:00	100	94	100	1	2	3	100	94	100	1	2	3
1942	18:00	100	95	100	1	2	3	100	95	100	1	2	3
1942	19:00	100	96	100	1	2	3	100	96	100	1	2	3
1942	20:00	100	97	100	1	2	3	100	97	100	1	2	3
1942	21:00	100	98	100	1	2	3	100	98	100	1	2	3
1942	22:00	100	99	100	1	2	3	100	99	100	1	2	3
1942	23:00	100	100	100	1	2	3	100	100	100	1	2	3

DATE	TIME	WIND	TEMP	HUMID	SEA	WAVE	SWELL	WIND	TEMP	HUMID	SEA	WAVE	SWELL
1942	10:00	10	15	80	1	2	3	10	15	80	1	2	3
1942	11:00	12	16	82	1	2	3	12	16	82	1	2	3
1942	12:00	15	17	85	1	2	3	15	17	85	1	2	3
1942	13:00	18	18	88	1	2	3	18	18	88	1	2	3
1942	14:00	20	19	90	1	2	3	20	19	90	1	2	3
1942	15:00	22	20	92	1	2	3	22	20	92	1	2	3
1942	16:00	25	21	95	1	2	3	25	21	95	1	2	3
1942	17:00	28	22	98	1	2	3	28	22	98	1	2	3
1942	18:00	30	23	100	1	2	3	30	23	100	1	2	3
1942	19:00	32	24	100	1	2	3	32	24	100	1	2	3
1942	20:00	35	25	100	1	2	3	35	25	100	1	2	3
1942	21:00	38	26	100	1	2	3	38	26	100	1	2	3
1942	22:00	40	27	100	1	2	3	40	27	100	1	2	3
1942	23:00	42	28	100	1	2	3	42	28	100	1	2	

期の處將來村政困難なるの形勢を觀取し本年三月三十一日辭職せり

(二) 農民組合の町村會議員講習會開催

日本農民組合にては今期總選舉に當り極力組合員の立候補勸説に努めたる結果相當多數の當選者ありたるが組合員の政治的智識の教養を圖らんが爲め主として町村自治制に關する事項を主題として組合員に對し又は特に組合員中の當選議員のみを招集して講習會を開催したるものあり其の事例左の如し

(イ) 日本農民組合大阪府聯合會にては八月十日大阪市内大阪基督教會に於て町村會議員のみを集め「町村會議員講習會」を開催せり聽講者は何れも村會議員にして大阪府下四郡二十三ヶ村に亘り其の數四十三名に達し午前九時半開會午後五時過閉會せり、講師及講習科目等左の如し

- 一、自治政の話 前大阪市助役、現辯護士 松村俊夫
- 一、民衆と輿論 大阪毎日新聞記者 村島歸之
- 一、村の財政と國の財政 辯護士 古野周藏
- 一、農政諸問題 日本農民組合長 杉山元治郎
- 一、無産階級政治の話 辯護士 吉田賢一

(ロ) 日本農民組合關東同盟山梨縣聯合會にては七月三十日より三日間甲府市内基督教青年會館に於て村會議員及一般組合員に對し町村自治制研究講習會を開催せり、聽講者は毎日約五十名位に達し毎日午前十時頃より

午後五時頃迄開講あり同期中模範村會の開催ありたり、講師及科目左の如し

- 一、町村會議員の心得べき法律 顧問辯護士 片山哲
- 一、町村政治の實際研究 農民組合中央委員 白井治郎
- 一、町村政治の實際智識 關東同盟主事 右 須永好
- 一、町村政治と農民組合 組 合 長 杉山元治郎

(三) 總選舉の結果に依る新舊議員數比較

兵庫縣に於て本年四月中改選に係る町村會議員を地主自作小作其他に分ち舊議員と對比調査せるもの左の如し之に依れば新議員たる地主の當選率は減少せるに反し小作人の當選率は増加を示せり、單に本表の一例を以て全般を察すること能はざるべきも亦参考とするに足らん

兵庫縣に於ける町村會議員總選舉の結果に依る新舊議員數對比調(大正十四年四月中改選のもの)

新議員	舊議員	議員定員	内				譯		
			地主	自作	小作	其他	議員定員に對する割合(%)	議員定員に對する割合(%)	議員定員に對する割合(%)
五、五二六	五、四四一		一、九一七	一、八八二	三、五七	一、七三二	三、五	一、四〇	三、五
			二、二七三	一、八四二	三、四	一、八七	三	一、四〇	三

備考 舊議員定員は大正十四年四月に於ける改選直前の人員を表したるものにして缺員は之を省く

附

一 全國的無產政黨綱領及黨規約草案

□ 綱領草案

(大正十四年十一月五日準備委員協議會ニテ決定セルモノ)

政治

- 一、滿十八歳以上ノ男女ノ無制限選舉權及被選舉權ノ獲得
- 二、元老、貴族院、樞密院、參謀本部及海軍々令部ノ廢止
- 三、司法制度並ニ警察制度ノ改革
- 四、治安警察法其ノ他一切ノ無產階級運動暴壓令ノ撤廢
- 五、言論出版集會結社示威運動制限法令ノ撤廢
- 六、軍備徹底的縮少
- 七、一年兵制ノ實施並ニ在營中ニ於ケル標準生活費ノ國庫支辨
- 八、軍政事務ニ兵卒ノ參與權ノ獲得
- 九、軍隊内ニ於ケル兵卒奴隸的待遇ノ廢止
- 一〇、憲兵及軍事裁判制度ノ撤廢
- 一一、民衆ヲ軍國主義化スル一切ノ政策ニ對スル反對

經濟

- 一二、戰死者、廢兵並ニ徵兵ヨリ起ル家族ノ經濟的窮乏ニ對スル國家保證
- 一三、土地國有
- 一四、耕作權ノ確立
- 一五、耕作者ノ土地共同管理權ノ獲得
- 一六、耕作者共同管理ニヨル土地改良費ノ國庫負擔
- 一七、肥料農具器ノ生産配給ニ對スル耕作者監督權ノ獲得
- 一八、農産物ノ災害ニ基ク耕作者ノ窮乏ニ對スル國家ノ保證
- 一九、主要食糧品ノ價格公定制度ノ確立
- 二〇、勞働者ノ委員ニヨル公私企業監督權ノ獲得
- 二一、産業組合ノ無產階級化

勞働

- 二二、勞働者及耕作者團結權罷業權ノ確立
- 二三、團體契約權ノ獲得
- 二四、八時間勞働(一週四十四時間)ノ確立但鑛山勞働ハ六時間(一週三十三時間)
- 二五、滿十八歳以下ノ少年勞働者ノ六時間勞働(一週三十時間)ノ確立

- 二六、最低賃銀法ノ制定
- 二七、性年齢人種ヲ問ハス同一勞働作業ニ對スル同一賃銀支拂
- 二八、勞働請負制度徒弟制度其ノ他一切ノ封建的勞働制度ノ撤廢
- 二九、滿十六歲以下ノ少年少女勞働ノ禁止
- 三〇、少年及婦人ノ夜間勞働坑内勞働及危險作業ノ禁止
- 三一、分娩前後各八週間ノ休養及其期間ノ賃銀金額支拂
- 三二、職業病並ニ勞働災害ノ補償及豫防ノ完備
- 三三、職業紹介機關ノ勞働組合管理
- 三四、海事關係諸法規並ニ官營工場職工規則ノ改正

社會

- 三五、生活必需品ノ關稅及消費稅ノ撤廢
- 三六、地租所得稅相續稅登錄稅營業稅ノ高率累進課稅
- 三七、高率資本課稅ノ創設
- 三八、財產稅及奢侈稅ノ創設
- 三九、失業中ノ標準生活費ノ國庫支辨
- 四〇、無產者ノ養老、廢疾者及幼兒ヲ有スル母親扶養ノ國庫負擔

- 四一、國庫負擔ニ依ル無產者ノ療養保健衛生ノ保證
- 四二、勞働者及耕作者住宅ノ國家及自治體ニヨル供給並ニ其管理權ノ獲得
- 四三、華族制度ノ廢止
- 四四、青少年團及在鄉軍人團ニ對スル官僚的支配ノ撤廢
- 四五、無產婦人ノ人身賣買ノ禁止
- 四六、女子ノ教育及職業ニ關スル一切ノ制限ノ撤廢
- 四七、義務教育ニ於ケル資本主義的教育ノ撤廢
- 四八、義務教育年限ノ延長並ニ無產階級子弟ノ義務教育及職業教育期間ニ於ケル一切ノ費用ノ國庫負擔
- 四九、勞働者農民ノ管理ニヨル社會教育機關ノ國庫負擔

國際

- 五〇、秘密外交ノ撤廢
- 五一、帝國主義戰爭ニ對スル反對
- 五二、弱少民族ニ對スル不平等條約其他一切ノ帝國主義的暴壓ノ撤廢
- 五三、支那ニ於ケル領事裁判權及軍事干涉ノ廢止
- 五四、無產階級ノ國際的團結ニ對スル一切ノ障害排擊
- 五五、植民地自治制度ノ樹立
- 五六、植民地民族ノ教育及職業ニ關スル一切ノ制限ノ撤廢

□ 黨規約草案 (大正十四年十一月五日準備委員協議會ニテ決定セルモノ)

第一章 名稱

第一條 黨ハ 黨ト稱ス

第二章 目的

第二條 黨ハ黨ノ宣言綱領及決議ノ貫徹ヲ以テ目的トス

第三章 構成

第三條 黨ハ黨ノ綱領規約ヲ承認スル個人並ニ組合員百名以上ヲ有スル労働組合、農民組合、水平社、無産者同盟其他一定資格アル無産者團體ヲ以テ構成ス

第四條 前條資格審査權ハ中央執行委員會又ハ黨大會ニ屬ス

但シ中央執行委員會ニ在ツテハ委員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五條 團體員ハ所屬ノ團體カ黨ニ加入セルト否トニ拘ハラズ個人トシテ黨ニ入黨スルコトヲ得

第四章 機關

第一節 黨大會

第六條 黨大會ハ黨ノ最高決議機關ニシテ大會代議員、中央執行委員長、中央執行委員ヲ以テ構成ス

第七條 黨大會ハ毎年一回中央執行委員會之ヲ召集ス

但シ中央執行委員會ハ黨員三分ノ一以上ノ要求アリタル時又ハ委員三分ノ二以上ノ必要アリト認メタルトキ臨時ニ黨大會ヲ召集スルモノトス

會ヲ召集スルモノトス

第八條 黨大會ノ議長及副議長ハ大會ニ於テ選舉スルモノトス

第九條 黨大會代議員ハ地方支部聯合會及黨ノ加入團體ヨリ選出シ其選出比率ハ別表ノ定ムル所ニヨル

第十條 黨大會ハ代議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス

第十一條 黨大會ノ議事ハ出席代議員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 黨大會ハ中央執行委員長一名、中央執行委員若干名ヲ選出スルモノトス

第二節 中央執行委員會

第十三條 中央執行委員會ハ黨ノ最高執行機關ニシテ大會ニ對シテ責任ヲ負フモノトス

第十四條 中央執行委員會ハ書記長及會計ヲ互選ス

第十五條 中央執行委員會ハ必要ニ應シ組織、宣傳、教育、出版、調査、救援、産業、國際、財政、青年、婦人、機關紙編輯、議會對策等ノ部門或ハ機關ヲ設クルコトヲ得

第五章 本部常任委員

第十六條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

中央執行委員長	一名
書記長	一名
會計	一名

部 長 若干名

第十七條 中央執行委員長ハ黨ヲ代表シ黨務ヲ總轄ス

第十八條 書記長ハ中央執行委員長ヲ補佐シ黨務ヲ處理ス

第十九條 會計ハ黨ノ會計事務ヲ處理ス

第二十條 各専門部ハ部長一名、部員若干名ヲ以テ構成ス

但シ各部長ハ中央執行委員會之ヲ任命シ部員ハ中央執行委員長之ヲ選任ス

第六章 地方支部

第一節 府縣並ニ特別都市支部聯合會

第二十一條 府縣支部聯合會ハ同一府縣内ニ於ケル支部ヲ以テ組織シ左ノ機關ヲ設クルモノトス

一、大 會

二、執行機關

第二十二條 府縣支部聯合大會代議員ハ支部ヨリ選出スルモノトス

選出比率ハ別表ノ定ムル所ニヨル

第二十三條 黨ノ加入團體(又ハ加入團體ノ加盟組合ニシテ團體員百名以上ヲ有スルモノ)ハ別表ノ定ムル所ニヨリ府縣支部

聯合大會ニ代議員ヲ選出スルコトヲ得

但シ黨大會代議員ノ選出資格ヲ有スル團體ノ加盟組合ヨリ選出セラレタルモノハ黨大會代議員ノ被選舉權ヲ有セサルモ

ノトス

第二十四條 府縣支部聯合會ノ規約ハ中央執行委員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第二十五條 特別都市聯合會ハ府縣聯合會ニ準ス

但シ特別都市ノ選定ハ中央執行委員會ノ定ムル處ニ依ル

第二節 支部

第二十六條 支部ハ地理的區劃ニヨリ黨員五十名以上ヲ以テ組織スルモノトス

但シ必要アル場合ハ適宜之ヲ組織スルコトヲ得

第二十七條 支部ニハ左ノ機關ヲ置クモノトス

一、大 會

二、執行機關

第三節 班

第二十八條 班ハ支部内ニ於テ黨員十名以上ヲ有スル時便宜ニヨリ組織スルモノトス

第七章 黨 費

第二十九條 黨費ハ黨員一名ニ付年額金六十錢トス

團體所屬黨員ノ黨費ハ一名ニ付年額金二十錢トス

但シ右團體ノ資格審査ハ中央執行委員會ノ定ムル所ニヨル

第三十條 加入團體ノ黨費ハ別表ノ定ムル所ニヨル

第八章 黨ト他團體トノ關係

第三十一條 黨ハ勞働組合、農民組合及水平社ト連絡ヲ圖ルモノトス

第九章 罰 則

第十章 附 則

別表 第一

黨大會代議員選出比率表 (地方支部聯合會ヨリスル者)

黨 員 三百名迄 壹名

(以上未定)

別表 第二

同 右 (加入團體ヨリスル者)

團體 員 二千名以上五千名以下 二名

同 五千名以上一萬名以下 三名

同 一萬名以上三萬名以下 四名

同 三萬名以上五萬名以下 五名

同 五萬名以上十萬名以下 六名

別表 第三

府縣支部聯合大會代議員選出比率表 (地方支部ヨリスル者)

(率未定)

別表 第四

同 右 (加入團體ヨリスル者)

(率未定)

別表 第五

加入團體ノ黨費 (黨大會代議會一名ニ付金五圓)

二 地方的無産政黨の宣言、政綱、黨則

(イ) 栃木縣下足尾立憲公民黨の宣言及黨則

□ 宣 言

今迄ハ經濟上ヲ支配サレル階級カ政治上ノ支配階級デアッタ既ニ政治上ニ勢力ヲ有スル者カ有産階級デアリ其ノ代辯者デア
ル以上ハ夫等ノ手ニ依ツテ行ハルル立法行政カ有産階級ノ利益ヲ擁護スルハ明カナル事實デアアル斯ノ如キ者ハ中央政府ニ
ミ止マラス地方町村ノ自治ニ於テモ異ナル所ハナイ誠ニ我足尾町ヲ一瞥スルモ町會ヲ構成スル議員ハ町ノ有産階級者若クハ
其ノ代辯者デハナイカ從テ從來ハ彼等ノ擁護ニノミ急ニシテ生産階級ニ屬スル多數町民ノ禍福ハ勿論町ノ盛衰スラ無視サレ
テ來タノハ當然デアアル今ニシテ積弊ヲ革除シ町政ノ刷新ヲ圖ラサレハ足尾町ノ前途知ルヘキノミデアアル吾等ハ永ク之ヲ遺憾

トシテ來タノデアルカ如何セン政治的奴隸ノ地位ニ置カレ徒ラニ隔靴搔痒ノ憾ヲ抱クノミデアツタ然ルニ今日多年ノ宿志ヲ達スルニ及ヒ其ノ使命ノ多大ナルヲ痛感セサルヲ得ナイ何ントナレハ無産大衆ノ福祉ヲ基礎トセル町政ノ下ニ町將來ノ繁榮ヲ企劃スルハ吾々無産階級ヲ措イテ他ニナイカラデアアル茲ニ於テ吾等ハ足尾立憲公民黨ヲ組織シ先ツ以テ足尾町政ニ對シテ無産階級ノ第一聲ヲ擧ケ町政ノ革新ヲ期スルト共ニ進ンテハ全無産階級ノ政治運動ト提携シテ勇往邁進セン事ヲ茲ニ宣言スルモノデアアル

大正十四年二月二十二日

足尾立憲公民黨

□ 足尾立憲公民黨々則

第一章 名稱及位置

第一條 本黨ハ足尾立憲公民黨ト稱ス

第二條 本黨事務所ヲ足尾町宇新梨子二、六六七番地ニ置ク

但シ必要ニ應シ各方面ニ出張事務所ヲ置ク

第二章 目的

第三條 本黨ハ黨員ノ一般聯絡ヲ計リ町政並縣政ニ參與シ國民利福ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 役員

第四條 本黨ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事	長	一名	理事	若干名
會計		一名	監查役	若干名
代議員		若干名		

第五條 本黨ノ理事ハ公選ス

理事長ハ理事ノ互選トス會計並監查役ハ理事會ノ推選タルコト代議員ハ黨員二十名毎ニ一名宛選出スルモノトス

第六條 理事長ハ本黨ヲ代表シ一切ノ黨務ヲ處理シ理事會代議員ヲ召集ス但シ理事三分ノ一以上ノ要求アリタル時ハ臨時會議ヲ召集スルコト

第七條 理事ハ理事會並代議員會ノ決議事項ヲ執行ス

第八條 代議員ハ代議員會ニ於テ一切ノ重要事項ヲ審議ス

第九條 會計ハ一切財産ヲ管理シ代議員會ニ於テ之ヲ報告ス

第十條 監查役ハ會計ノ監督審査ヲ爲スモノトス

第十一條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十二條 本黨ハ重要事項ヲ協議シ徹底スル爲メ毎年一回一月中代議員會ヲ開催ス

第十三條 本黨ハ何時タリトモ必要ニ應シ理事會ヲ開催ス

第五章 會費

第十四條 本黨ノ經濟ハ黨員其ノ他有志ノ寄附金ヲ以テ之レニ充ツ但シ一定ノ會費ハ徵收セサルコト

第六章 入會及脱黨

四四

第十五條 本黨ニ入黨セムトスル者ハ入黨申込書ニ姓名ヲ記入シ黨員ノ紹介ニ依ルコト

第十六條 本黨黨員ニシテ脱黨セムトスル者ハ其ノ理由ヲ附シ事務所ニ届出ツルコト

第十七條 本黨々員ニシテ黨則竝ニ目的ニ違反シタル者又ハ黨ノ信用ヲ傷ケタル者ハ代議員會又ハ理事會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第十八條 本黨々則ハ代議員會ノ決議ニ非サレハ増補訂正スルコトヲ得ス

大正十四年二月二十二日

足尾立憲公民黨

(ロ) 福岡縣下九州民憲黨の政綱及假黨則

□ 政綱

- 一、我等は無産階級の立場より政治、經濟、社會に於ける一切の弊制害惡を改善せん事を期す
- 一、我等は民衆の基本權たる勞働權、團結權、生存權の完全なる獲得を期す
- 一、我等は議會行動に依つて土地竝に生産、分配、諸機關の改善を期す
- 一、我等は國際聯盟を改造し、世界平和を維持し以て全人類の共存共榮を期す
- 一、我等は日本の無産者政黨と提携し、既成政黨の擊破を期す

□ 九州民憲黨假黨則

第一章 總則

第一條 本黨ヲ九州民憲黨ト稱シ本黨ノ主義綱領ニ賛同スル九州地方ニ於ケル無産階級竝ニ一般民衆ヲ以テ組織ス

第二條 本黨ハ中央部及地方部ヨリ成リ中央部ヲ八幡市ニ置キ各地ニ地方部ヲ置ク

第三條 本黨ハ其ノ主義綱領ノ貫徹實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二章 目的及事業

第四條 本黨ハ將來全國的無産政黨組成ノ地方的基礎單位トシテ其ノ實現ノ促進ヲ期ス

第五條 本黨ハ前二條ノ目的達成ノ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、宣傳
- 二、調査
- 三、研究
- 四、出版
- 五、經濟

第三章 機關及權限

第六條 本黨ニ左ノ機關ヲ置ク

- 一、大會
- 二、中央委員會
- 三、執行委員會
- 四、部門委員會

第七條 大會ハ本部役員、竝ニ各地方部選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回以上中央委員會之ヲ召集シ本黨ノ重要事項ヲ協議決定ス但シ中央委員會決議ニ依リ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得大會出席代議員選出ノ比率ハ同一地方ニ於ケル黨員三十名毎ニ一名トシ端數ハ更ニ一名ヲ加フ

第八條 中央委員會ハ本部役員竝ニ中央委員ヲ以テ組織シ毎月一回以上之ヲ召集シ大會ニ至ル間ノ緊急事項ヲ協議決定ス但シ中央委員三分ノ一以上ノ請求アルトキハ執行委員會之ヲ召集スル事ヲ要ス中央委員ハ各地方部ヨリ選出シ左ノ部門ノ何

四五

レカニ屬スルモノトス其ノ選出比率ハ別ニ之ヲ定ム

- 一、宣傳部
- 二、調査部
- 三、研究部
- 四、出版部
- 五、經濟部

第九條 執行委員會ハ本部役員並ニ各部門委員長ヲ以テ組織シ隨時之ヲ開催シ大會及中央委員會ノ決議事項ヲ執行ス

部十條 部門委員會ハ各部門委員ヲ以テ組織シ隨時部門委員長之ヲ召集シ各部門ニ關スル事務ヲ分掌ス部門委員長ハ其ノ委員中互選ニヨル

第四章 役員

部十一條 本黨ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、執行委員 若干名
- 二、會計 一名
- 三、書記 一名
- 四、會計監查役 若干名

第十二條 執行委員ハ本黨各部門ノ事務ヲ分擔處理ス

第十三條 會計ハ本黨ノ會計事務ヲ處理ス

第十四條 書記ハ執行委員會ノ決議ニ基キ本黨ノ事務ヲ處理ス

第十五條 會計監查役ハ本黨ノ會計事務ヲ審查監督スルモノトス

第十六條 本黨ノ役員ハ之ヲ定期大會ニ於テ選出シ任期ヲ一年トシ再選ヲ妨ケス但シ場合ニ依リ有給タルコトヲ得

第五章 入黨及退黨

第十七條 成年以上ノ男子ニシテ本黨員タラントスルモノハ中央部若シクハ地方部ニ入黨申込ヲナスベシ

第十八條 本黨員ニシテ脱黨セントスルモノハ其ノ理由ヲ具シ地方部若シクハ中央本部ノ承認ヲ得ヘシ

第六章 黨員ノ權利義務

第十九條 本黨員ハ本黨役員ノ選舉權並ニ被選舉權ヲ有ス

第二十條 本黨員ハ第五條ノ事業ヨリ生スル一切ノ利益ヲ享有ス

第二十一條 本黨員ニシテ本黨ノ主義綱領並ニ決議ニ反シ若クハ黨則ヲ亂シタルモノハ執行委員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第七章 會計

第二十二條 本黨ノ經費ハ黨費並ニ本黨ノ事業ヨリ生スル收益ニヨリ支辨ス

第二十三條 本黨ノ事業ヨリ生スル一切ノ收益ハ本黨ニ歸屬ス

第二十四條 本黨ノ收支決算ハ大會ノ承認ヲ經ヘキモノトス

第八章 附則

第二十五條 本黨員三十名以上ニ達シタル一地方ニ地方部ヲ創設スルコトヲ得但シ地方部ノ規約ハ執行委員ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

トヲ要ス

第二十六條 本黨ニ執行委員會ノ決議ニヨリ相談役及顧問ヲ置クコトヲ得、相談役顧問ハ執行委員ノ諮問ニ應シ本黨機能ノ

達成ヲ助力スルモノトス但シ決議權ヲ有セス

第二十七條 本黨ニ中央委員會ノ推薦ニヨル理事ヲ置クコトヲ得

理事ハ本黨ノ機關ヲ補助成スルモノトス

第二十八條 本黨大會規定ハ別ニ之ヲ定ム

(ハ) 千葉縣下千葉民政黨の政綱及黨則

□ 政 綱

- 一、我等ハ無産階級ノ立場ヨリ現在社會ノ政治經濟教育等ニ於ケル一切ノ弊制害惡ヲ改善センコトヲ期ス
- 一、我等ハ着實ナル合理合法ノ手段ニ依ツテ目的ノ貫徹ヲ期ス
- 一、我等ハ他ノ無産政黨ト協力シテ全國的無産政黨ノ樹立ヲ期ス
- 一、我等ハ國際聯盟ヲ改造シ世界平和ヲ維持シ以テ全人類ノ共存共榮ヲ期ス

□ 黨 則

第一章 總 則

第一條 本黨ヲ千葉民政黨ト稱ス

第二條 本黨ハ千葉縣第一區ニ於ケル無産階級竝ニ其ノ他ノ民衆ニシテ本黨ノ主義政綱ニ賛同スル者ヲ以テ組織ス

第三條 本黨ハ本部ヲ當分ノ間野田町ニ置キ支部ヲ各地ニ置ク

第二章 機關及權限

第四條 本黨ニ左ノ機關ヲ置ク

一、大 會

二、執行委員會

三、委 員

四、顧 問

第五條 大會ハ執行委員竝ニ各支部選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回執行委員會之ヲ召集シ本黨ノ方針竝ニ重要事項ヲ協議決定ス但シ執行委員會ハ必要ニ應シ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得、大會ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 執行委員會ハ執行委員長、執行委員、會計、會計検査ヲ以テ組織シ大會ノ決議ヲ執行シ且ツ臨機ノ黨務ヲ協議執行ス

執行委員會ハ常任執行委員若干名ヲ互選シテ黨務ノ執行ニ當ラシム、執行委員會ハ大會ニ於テ選出シ次ノ定期大會ニ至ルマデヲ任期トス

第七條 執行委員會ハ委員若干名ヲ任命シテ黨務ヲ補助セシム

第八條 執行委員會ハ左ノ各部門ヲ設ケ其ノ事業ヲ管轄ス

- 一、宣傳組織部
- 二、調 査 部
- 三、教 育 部

四、出版部

第九條 本黨ハ執行委員會ノ推薦ニヨリ顧問若干名ヲ置ク顧問ハ一切ノ重要黨務ノ諮問ニ應スルモノトス

第三章 黨員ノ權利義務

第十條 本黨員ハ第八條ノ諸事業ヨリ生スル一切ノ利益ヲ享受ス

第十一條 本黨員ハ役員ノ選舉權並被選舉權ヲ有ス

第十二條 本黨員又ハ本黨支部ニシテ本黨ノ主義綱領黨則ニ反シ若クハ本黨ノ統制ヲ亂ス行爲アリタルトキハ執行委員會ハ之ヲ除名スルコトヲ得

第四章 入黨及脱黨

第十三條 成年以上ノ男女ニシテ本黨員タラントスルモノハ本部又ハ支部ニ入黨申込ヲナスヘシ

第十四條 本黨員ニシテ脱黨セントスルモノハ其ノ理由ヲ具シテ支部若クハ本部ノ承認ヲ得ヘシ

第五章 會計

第十五條 本黨ノ經費ハ黨費寄附並本黨ノ事業ヨリ生スル收益ニヨリテ支辨ス

第十六條 黨費ハ年一圓トス

第六章

第十七條 本黨員五十名ニ達シタルトキハ支部ヲ設立スルコトヲ得

第十八條 支部ノ規約ハ執行委員ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

(三) 兵庫縣下關西民政黨の政綱及黨則

□ 政綱

一、我等ハ無産階級ノ立場ヨリ政治經濟社會ニ於ケル一切ノ弊制害惡ヲ改善セン事ヲ期ス

一、我等ハ民衆ノ基本權タル労働權團結權生存權ノ完全ナル獲得ヲ期ス

一、我等ハ議會行動ニ依ツテ土地並ニ生産分配諸機關ノ改善ヲ期ス

一、我等ハ國際聯盟ヲ改造シ世界平和ヲ維持シ以テ全人類ノ共存共榮ヲ期ス

一、我等ハ全日本ノ無産者政黨ト提携シ既成政黨ノ擊破ヲ期ス

□ 關西民政黨々則

第一章 總則

第一條 本黨ヲ關西民政黨ト稱ス

第二條 本黨ハ本黨ノ主義政綱ニ賛同スル關西地方ニ於ケル無産階級並ニ一般民衆ヲ以テ組織ス

第三條 本黨ハ假本部ヲ尼崎市ニ置ク

第四條 本黨ハ各地ニ支部ヲ置ク

第五條 本黨ハ

一、本黨ノ主義政綱ヲ貫徹實現

二、全國的無産政黨組織ノ地方的基礎單位トシテ其ノ實現ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第六條 本黨ハ前條ノ目的達成ノ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、宣 傳
- 二、調 査
- 三、研 究
- 四、出 版
- 五、經 濟

第二章 機關及權限

第七條 本黨ニ左ノ機關ヲ置ク

- 一、大 會
- 二、中央委員會

第八條 大會ハ中央委員並ニ各支部選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回以上中央委員會之ヲ召集シ本黨ノ重要事項ヲ協議決定ス

但シ中央委員會ノ決議ニ依リ臨時大會ヲ召集スルコトヲ傳

第九條 大會出席代議員ノ選出ハ各支部ヨリ黨員三十名毎ニ一名トシ端數ハ更ニ一名ヲ加フ

第十條 中央委員會ハ中央委員ヲ以テ組織シ毎月一回以上之ヲ開キ大會決議及緊急事項ヲ協議執行ス

第十一條 中央委員會ハ各支部選出代議員中ヨリ代議員十名及其端數毎ニ一名ヲ選出ス

第十二條 中央委員會ノ執行委員若干名ヲ互選シ黨務ヲ執行セシム

第十三條 中央委員會ハ本黨ノ各種事業ヲ分擔セシムル爲メ部門委員若干名ヲ任命ス

第十四條 中央委員會ハ書記若干名及會計一名ヲ任命ス

第三章 入黨及脱黨

第十五條 成年以上ノ男女ニシテ本黨員タラントスルモノハ本部若クハ支部ニ入黨申込ヲナスヘシ

第十六條 本黨員ニシテ脱黨セントスルモノハ其ノ理由ヲ具シ支部若シクハ本部ノ承認ヲ得ヘシ

第四章 黨員ノ權利義務

第十七條 本黨員ハ本部員ノ選舉權並ニ被選舉權ヲ有ス

第十八條 本黨員ハ第六條ノ事業ヨリ生スル一切ノ利益ヲ享受ス

第十九條 本黨員ニシテ本黨ノ主義政綱並ニ決議ニ反シ若シクハ黨則ヲ亂シタルモノハ中央委員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第五章 會 計

第二十條 本黨ノ經費ハ黨費並ニ本黨ノ事業ヨリ生スル收益ニ依リ支辨ス

但シ黨費ハ當分ノ間之ヲ徵收セス

第二十一條 本黨ノ收支決算ハ大會ノ承認ヲ經ヘキモノトス

第六章 附 則

322N-9

第二十二條 本黨員三十名以上ニ達シタル地方ニ支部ヲ設置スルコトヲ得

但シ支部ノ規約ハ中央委員會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二十三條 本黨ニ中央委員會ノ決議ニヨリ相談役顧問ヲ置クコトヲ得

相談役顧問ハ各會議ノ諮問ニ應ジ本黨機能ノ達成ヲ助力スルモノトス

但シ決議權ヲ有セス

第二十四條 本黨大會規定ハ別ニ之ヲ定ム

申込所

尼ヶ崎市四番町

關西民政黨本部

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

